

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 3 年 11 月 9 日

岡 山 労 働 局 長
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付け岡労発基0702第4号及び7月30日付け岡
労発基0730第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論を得た旨当該部会長から報告が
あったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づきそのまま答申
する。



岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間904円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり